

## 諮問事項について

### 1 諮問事項

「10年後を見据えた本県の教育振興の目標や取組内容に関する基本的方向性について」

### 2 諮問の背景、趣旨

- 本県の教育行政は、いわて県民計画（計画期間：平成 21 年度～30 年度）及び岩手の教育振興（同）をもとに、「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現に向けてさまざまな取組を展開してきたところです。
- しかし、計画策定から 10 年近く経過し、東日本大震災津波の発災に加え、本格化する人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、情報通信技術の進歩など、地域経済や県民生活を取り巻く環境の変化への的確な対応が重要な課題となっております。
- また、いじめを一因とする自殺事案の発生や教職員の多忙化、子どもの貧困対策など、教育をめぐる様々な問題が顕在化してきています。
- このため、県では、こうした社会情勢の変化を踏まえながら「次期総合計画」を策定することとしたところであり、教育分野においても10年後を見据えた本県の教育振興の目標や取組内容について「岩手県教育振興計画（仮称）」として策定しようとするものです。
- 策定に当たっては、その基本的方向性について外部有識者の意見を聴くため、岩手県教育振興基本対策審議会条例に基づき、同審議会に調査審議を求めるものです。

### 3 岩手県教育振興計画（仮称）策定の考え方

- 次期総合計画は、10年間という長期的な岩手県の将来を展望し目指す将来像と、その実現に向けた政策の基本的な方向を示す「長期ビジョン」と、計画期間10年間の中の4年ないし3年サイクルで取り組むべき具体的な政策等を示す「アクションプラン」で構成される予定です。
- 岩手県教育振興計画（仮称）は、マクロ的な視点で示す「長期ビジョン」とミクロ的な視点で示す「アクションプラン」の中間に位置するような、今後10年間というスパンで、教育の各分野における中長期的な施策の方向性や具体的な取組方策などを定めることを想定しております。
- 岩手県教育振興計画（仮称）は、次期総合計画と同じく平成31年度からの10年間を計画期間とします。
- 岩手県教育振興計画（仮称）は「次期総合計画」における教育分野の政策推進の基本方向との整合性を図りながら、アクションプランの策定期間に併せて必要に応じて内容の見直しを行い、相互の整合性を図っていくものです。
- 岩手県教育振興計画（仮称）は、次期総合計画及びアクションプランとともに、教育基本法第17条第2項に規定する本県の教育振興基本計画として位置付けるものです。

### 参考 「次期総合計画」と「岩手県教育振興計画（仮称）」の対応関係

○ 県が策定する次期総合計画と岩手県教育振興計画（仮称）の対応関係について

	次期総合計画	岩手県教育振興計画（仮称）
策定趣旨 ・ 性格	・岩手のあるべき姿に向かって、今後10年間に何をすべきかを考えるとともに、県民みんなで力を結集し、行動していくための目指す将来像や取組の方向性を明らかにするもの	・今後10年間の県の教育行政の目標や方向性を掲げ、県民や多様な主体と連携・協働し行動していくための実施計画
計画期間	H31～（10年間）	H31～（10年間）
構成	・長期ビジョン（基本計画） ・アクションプラン（実施計画）	
策定期間	平成31年3月頃予定	平成30年度内予定
参考	いわて県民計画 (H21～30)	岩手の教育振興 (H21～30)

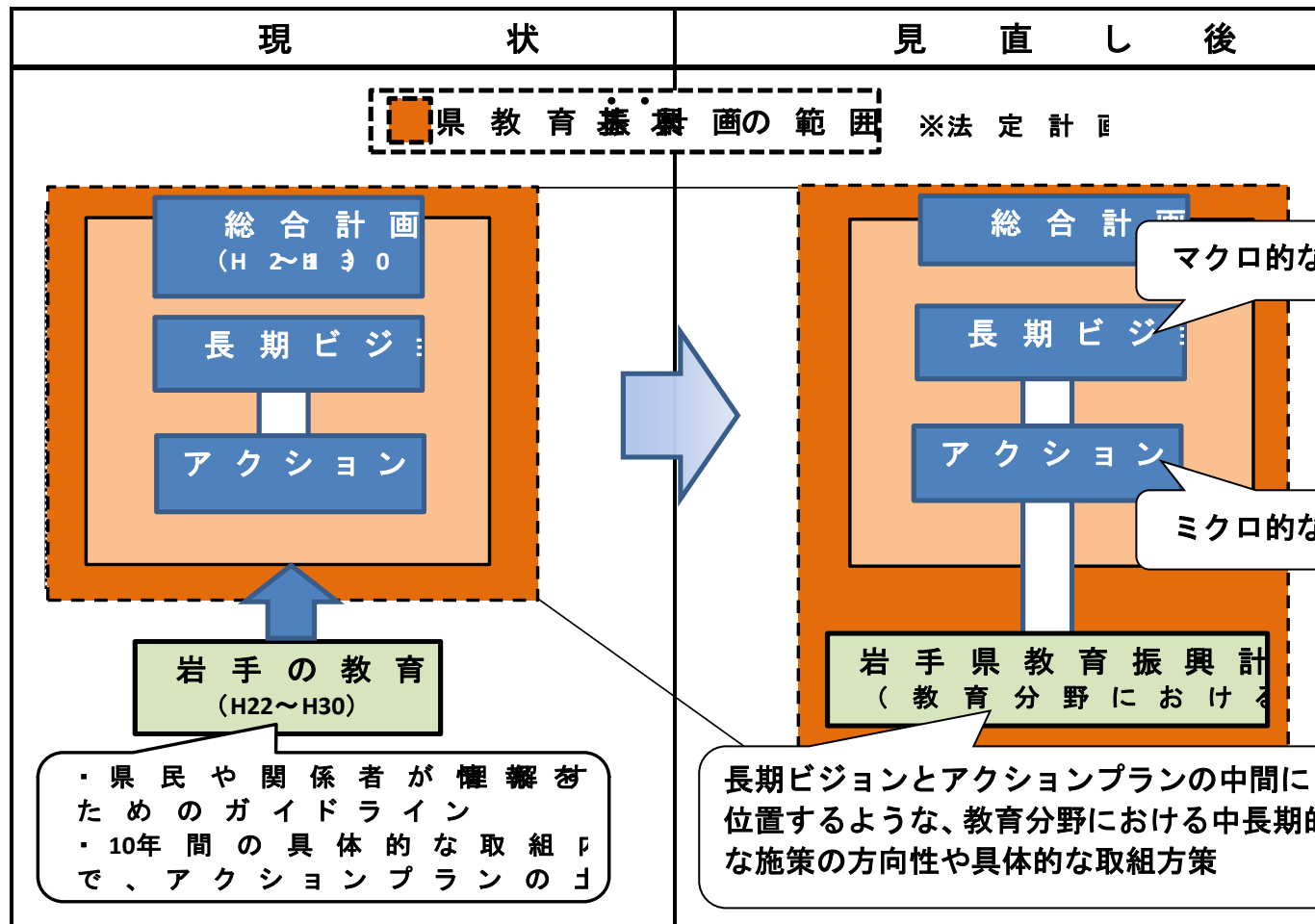
次期総合計画策定に伴い教育委員会で策定する計画等について

次期総合計画の教育分野における個別計画として策定することとしている「岩手県教育振興計画（仮称）」や、教育委員会で策定する諸計画の改定等について、教育委員会として方向性を整理。

【要点】

- ・ 次期総合計画の策定に併せ、**教育分野における個別計画**として「**岩手県教育振興計画（仮称）**」を策定する。
- ・ 教育基本法に基づく**次期県教育振興基本計画**は、これまでの総合計画及びアクションプランに加え、「**岩手県教育振興計画（仮称）**」も位置付ける。（※下記イメージ参照）
- ・ 教育委員会が策定する他の**個別計画**についても、次期総合計画及び「**岩手県教育振興計画（仮称）**」の**内容を踏まえ、切れ目なく改訂作業**を行う。（※下記スケジュール参照）
- ・ 特に、**幸福の要素**との関係については、教育委員会が関係する領域について**次期総合計画の総論及び関係する分野**の記載内容を踏まえながら策定する。

1 教育基本法に基づく県教育振興基本計画見直しのイメージ



2 教育委員会で策定する計画等の改定スケジュール

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40		
	いわて県民計画（H21.1）										次期県総合計画											
	第1期アクション		第2期アクションプラン				第3期アクションプラン				次期県総合計画アクションプラン											
	岩手の教育振興（H22.3）								改訂作業		「岩手県教育振興計画（仮称）」											
	これからの岩手の義務教育（H21.1）										改訂作業		次期「岩手の義務教育に関する計画」（H22.3）									
	今後の高等学校教育の基本的方向（H22.3）（H27.4改訂）																					
											新たな県立学校再編計画（H28.3）											
											前期		策定作業		後期							
	いわてキャリア教育指針（H22.2）										改訂作業		次期「いわてキャリア教育指針」（H22.2）									
											いわて特別支援プラン（H25.1.1）		改訂作業		次期いわて特別支援プラン（H25.1.1）							
											岩手県子どもの進歩計画（第3次）		改訂作業		第4次推進計画							
	「いわての復興教育」プログラム（H21.1）										改訂作業		新たな「いわての復興教育」プログラム（H21.1）									

● 県教育振興基本計画について

教育基本法第17条第2項で、国が定める教育振興基本計画を参酌し、地方公共団体が地域の実情に応じ教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう努めるとされている。

● 「岩手の教育振興」について

「いわて県民計画」の計画期間である10年間の教育施策の基本方向や具体的な取組内容を県民や教育関係者等が共有し、より理解を深めていくためのガイドラインとして示したものであり、「岩手県民計画アクションプラン」の土台となるもの。

● 幸福の要素について

児童・生徒の減少による学校の統廃合、社会教育施設の減少、働き方改革などに対応し、県民が豊かな人生を歩むために求められる教育のあり方、教育の場づくりについて、

- 1 時間的な視点（学校教育、生涯学習、学びなおし 等）
  - 2 面的な広がり、連携の視点（家庭・地域との更なる充実、産業団体・NPOとの連携、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・部活動指導員等との連携 等）
- などの視点から検討を行う。